

市民と市長の ふれあいトーク



市民の皆さん、私と一緒に語りましょう。

とき 4月21日(水)／①午前9時～、②午前9時30分～、③午前10時～、④午前10時30分～、⑤午前11時～、⑥午前11時30分～

◎懇談時間は20分以内です。

ところ 市役所3階第5委員会室
定員 6人(組)／1団体3人まで(市内在住者)

◎懇談内容は市政へのご意見・要望です。政治・宗教・営業活動はお断りします。

申問 4月7日(水)(土・日曜日を除く)までに市民相談課 ☎2998-9092へ電話

◎後日、抽選で参加者を決定のうえ連絡します。

障害児福祉手当

対象 精神または身体に、次のいずれかの障害をお持ちの20歳未満の方

①身体障害者手帳1級の一部または、2級の一部

②療育手帳A

③精神障害・血液障害・肝臓障害等で①または②と同程度以上の障害

手当月額 14,380円

◎施設入所者、障害が支給事由の年金受給者、または対象者・配偶者・扶養義務者に一定以上の所得がある方は対象外です。

問 障害福祉課 ☎2998-9116

特別障害者手当

対象 精神または身体に、次のいずれかの障害があり常時特別の介護が必要な20歳以上の方

①おおむね身体障害者手帳2級以上の障害を重複

②療育手帳A

③精神障害・血液障害・肝臓障害等で①または②と同程度以上の障害

◎施設入所者、3か月以上の継続入院者、または対象者・配偶者・扶養義務者に一定以上の所得がある方は対象外です。

手当月額 26,440円

問 障害福祉課 ☎2998-9116

区分	対象	手当月額
A	▶身体障害者手帳1級程度 ▶療育手帳A▶障害程度が障害児福祉手当の支給要件に該当	11,500円 ◎新規65歳以上は6,500円
B	▶身体障害者手帳2級程度 ▶療育手帳A・B	9,000円 ◎新規65歳以上は4,000円
C	▶精神障害者保健福祉手帳1級・2級	5,000円 ◎新規65歳以上は対象外

◎施設入所者、住民税課税対象者、特別障害者手当・障害児福祉手当または経過的福祉手当の受給者は対象外です(障害児福祉手当を受給中の超重症心身障害児を除く)。

重度心身障害福祉手当

介護保険、福祉用具購入費・住宅改修費の受領委任払い

介護保険の福祉用具購入費・住宅改修費は、利用者が一度全額を支払い、申請後に給付しています。

4月申請分から、当初より1割負担で済む「受領委任払い」を選択できます。希望する方は、福祉用具購入・住宅改修前に必ず担当ケアマネジャーまたは介護保険課にご相談ください。

高額医療・高額介護合算療養費の支給

医療保険(国民健康保険や後期高齢者医療保険、社会保険など)と、介護保険の自己負担額の合計額が一定の金額を超えた場合、その超過分を支給します。支給対象者には申請書をお送りしました。

◎詳細はお問い合わせください。

問 介護保険課 ☎2998-9420
福祉総務課 ☎2998-9113
国保年金課 ☎2998-9131

人間ドック検診料助成

対象 所沢市の国民健康保険に加入し、受診日に35歳以上で保険税の滞納がない方(助成は年度内で特定健診と人間ドックのどちらか1回のみ)

受診場所 市民医療センター

助成額 ▼1日コース：16,000円
00円(検診料36,750円)
▼半日コース：11,000円
00円(検診料36,750円)

問 保健センター母子保健課 ☎2991-1811

歯科診療所「あおぞら」

所沢市歯科診療所「あおぞら」では、①休日に歯科診療が緊急に必要な方、②一般の歯科診療所では診療が困難な在宅要介護高齢者(原則65歳以上で寝たきり状態)、③心身障害児者へ歯科診療を行います。

診療日時 ①休日緊急：日曜日・祝日午前9時～11時30分、②在宅要介護高齢者：日曜日午前9時～午後0時30分、③障害者(心身障害児者)：木曜日午前9時～午後0時30分

◎診療日は変更の場合があります。

問 保健センター ☎2991-1811

特別障害者手当

国民健康保険の届け出は14日以内に!

退職等により勤務先の健康保険からぬけた方、扶養家族からはずれた方で、他の健康保険に加入しない方は、国民健康保険への加入が必要です。また、国民健康保険に加入していた方が就職して勤務先の健康保険に加入、あるいは健康保険の被扶養者になった場合は、国民健康保険をぬける届け出が必要です。

国民健康保険の資格は、今まで加入していた健康保険の資格がなくなった日、または所沢市に転入した日から発生します。届け出は速やかにお願います。保険税も、国民健康保険の資格取得月から納付していただくことになります。

国民健康保険の各種届け出	届け出が必要な場合	手続きに必要なもの
加入 喪失 その他	所沢市に転入してきたとき	印鑑
	職場の健康保険からぬけたとき、またはその扶養からはずれたとき	印鑑・資格喪失証明書
	子どもが生まれたとき	印鑑
	所沢市から転出するとき	印鑑・国民健康保険被保険者証
	職場の健康保険に入ったとき、またはその扶養になったとき	印鑑・職場と国民健康保険の両方の被保険者証
	死亡したとき	印鑑・国民健康保険被保険者証
	市内で住所が変わったとき	印鑑・国民健康保険被保険者証
	世帯が分かれたり、いっしょになったりしたとき	印鑑・国民健康保険被保険者証
	世帯主が変わったとき	印鑑・国民健康保険被保険者証・年金証書
	退職者医療制度の対象になったとき	印鑑・国民健康保険被保険者証・年金証書
国民健康保険被保険者証を紛失したり、汚したりして使えなくなったとき	印鑑	
※修学により所沢市から転出するとき	印鑑・国民健康保険被保険者証・在学証明書	
届出先	市役所1階国保年金課または出張所(市民課サービスコーナーを除く)※の届出は、国保年金課のみの取り扱いとなります。	

◎国民健康保険被保険者証を窓口で即日交付するには、本人確認の為、住民基本台帳カード(写真付き)、運転免許証、パスポートなど公的機関が発行した身分証明書の提示が必要です。お持ちでない場合、被保険者証は後日、簡易書留で住民登録されている住所へ郵送します。

◎国民健康保険の喪失・変更・その他の届け出の際は、届け出の必要な方全員の国民健康保険被保険者証が必要です。

問 国保年金課 ☎2998-9131 FAX2998-9061

国民健康保険の軽減措置

平成22年度からの国民健康保険税の軽減措置

■非自発的失業者の保険税の軽減

リストラや、企業の倒産等やむを得ない理由により職を失った方(非自発的失業者)には、前年給与所得を一定期間100分の30として計算し、保険税の負担を緩和します。

対象 平成21年3月31日以降に離職し、公共職業安定所(ハローワーク)から交付された雇用保険受給資格者証の離職理由コードが、11、12、21、22、23、31、32、33、34のいずれかの方

◎雇用保険の高年齢受給資格者や特別受給資格者は対象外です。

◎申請には雇用保険受給資格者証が必要です。

低所得世帯の軽減割合変更

軽減対象世帯および軽減割合を増やし、対象世帯の被保険者均等割額・世帯別平等割額を2割・5割・7割のいずれか減額します。

◎世帯全員の住民税等の申告が必要です。前年中の総所得金額等が0円の方も申告してください。

問 国保年金課 ☎2998-9131

国民年金保険料を改定

月額 15,100円(平成22年度)

前納用の納付書で、前納期限内に保険料を納めるとお得です。

前納額 ▼1年前納：177,980円(3,220円割引) ▼800円(3,220円割引) ▼半年前納：89,860円(740円割引)

前納期限 ▼1年前納、半年前納(4ヶ月分)：4月30日 ▼半年前納(2ヶ月分)：4月30日

市税の夜間・休日納税窓口

納付書は4月初旬に送付されます。納付書の発行等については、埼玉国民年金電話相談センターへお問い合わせください。

問 埼玉国民年金電話相談センター ☎2995-1165

市税の内訳 市・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、事業所税等

◎納税相談も受け付けます。

ところ 市役所2階収納課 ☎2998-9073

納税(10ヶ月分)：11月1日(月)

納付書は4月初旬に送付されます。納付書の発行等については、埼玉国民年金電話相談センターへお問い合わせください。

問 埼玉国民年金電話相談センター ☎2995-1165